

リモート検査マニュアル

「リモート検査運用要領」のリモート検査の方法について、以下のとおり定める。

1 リモート検査運用要領

- (1) Zoom
- (2) その他、双方で協議した動画通信機能

2 検査方法

- (1) 検査日程の予約を消防用設備等設置届出書の提出時もしくは電話で行う際、リモート検査を希望する旨及び連絡先（メールアドレス及び電話番号）を検査員に伝える。
※着工届から図面に変更がないものや消防が現有する資料で設置位置がわかるものについては、設置届の提出前に検査を実施することができる。この場合、検査後同日中に設置届を提出すること。
- (2) 「リモート消防検査チェックリスト」で実施環境を確認する。
- (3) 検査予定時刻前に、検査を予約した消防署から連絡先へ招待メールを送信する。
- (4) ツールを開き、ミーティングIDとパスコードを入力し通信確認を行う。
※端末にZoomアプリをインストールする必要がある。
- (5) 現場検査と同様に、消防から確認項目を指示しリモート検査を実施する。

3 動画通信機能の設定要領



4 個人情報及び機密情報漏洩防止について

- (1) 消防と関係者等は、双方ともに情報漏洩防止を徹底すること。
- (2) リモート消防検査を実施する場合、関係者等は事前に防火対象物の管理権原者等の了承を必ず得ること。
- (3) フリーWi-Fiでの通信は行わないこと。
- (4) Zoomは、常に最新版を使用するようバージョンの更新を行うこと。
- (5) 使用する端末には、必ずセキュリティソフトをインストールすること。

リモート消防検査チェックリスト

番号	注意事項	チェック欄
1	Zoom アプリが最新版となっていることを確認してください。	
2	防火対象物の関係者にリモート検査を実施する了承を得てください。	
3	防火対象物周辺の通信状況が良好であることを確認してください。	
4	情報セキュリティの関係上、フリーWi-Fi は使用しないでください。	
5	リモート検査中は、個人情報等の情報漏洩防止に努めてください。	
6	検査開始時刻までに Zoom ミーティングに入室してください。入室していない場合は、検査員から連絡いたします。	

※注意事項を確認し、チェック欄に○を記載